

倉敷市文化振興基金助成制度

倉敷市文化振興基金助成制度は、市内の芸術家や文化団体が行う芸術文化の振興や普及活動（レクリエーション、娯楽、親睦、趣味の活動を除く）に対する援助を行い、もって芸術文化の向上に寄与することを目的としています。

助成金の審査、決定は、倉敷市が委嘱する民間有識者で構成された倉敷市文化振興基金運営委員会が行います。

申請要項

■助成対象者

市内在住、在勤、在学の個人及び市内で活動する団体です。

■助成事業

発表助成・全国大会等参加助成・研修助成・団体事業助成・鑑賞助成・伝統文化助成・全国大会等開催助成・指導者等招聘助成・郷土文化普及啓発助成があります。

■申請

必ず下記申請期間の間でかつ、事業実施前に申請（必着）してください。

（申請期間を超えたものは受け付けられません。）

4月1日～3月31日までに実施の事業・・・申請期間 4月1日～4月30日

10月1日～3月31日までに実施の事業・・・申請期間 9月1日～9月30日

全国大会等参加助成は、この限りではありませんが、活動実施前に申請をしてください。なお、全国大会等参加助成は、一団体につき同一年度内に2回までとします。ほかの区分と合わせても2回までとなります。

また、研修助成は、研修要綱の公表から研修参加までの期間が申請期間に当たらない場合のみ、理由書を添えて期間外に申請することができます。

■審査・決定

倉敷市文化振興基金運営委員会で内容を審査のうえ助成額を決定し、申請者に通知します。

■助成金の交付

助成活動終了後、1ヶ月以内に所定の報告書に領収書の写しを添付して提出してください。（全国大会等参加区分のみ領収書の写しは必要ありません。）その内容を運営委員会で審査のうえ、申請者に通知します。

なお、決算後不足が生じることが見込まれる場合は、「助成活動変更承認申請書」により事前の承認が必要です。

申請・問い合わせ先（申請の前にお問い合わせください）

〒710-8565

倉敷市西中新田640番地

倉敷市文化振興基金運営委員会事務局

（倉敷市文化観光部文化振興課内）

TEL 086-426-3075 FAX 086-421-0107

E-mail cltprm@city.kurashiki.okayama.jp

助成対象事業

事業区分	助成額決定方法 (限度額)	助成対象となる活動
発表	助成対象経費の1/3 (30万円)	・5周年及び10周年等の周年を記念として行う公演、展覧会、出版などの芸術文化の発表で、通常より意欲的で創造的なもの。 ※原則として毎年続けて助成は受けられません。
全国大会等参加	全国大会 奨励金として 参加人数×1万円 (学生30万円、 一般20万円)	・市または県を代表して、芸術文化部門の全国大会、中国大会などに出場する活動。 ・事前申請が必要です。出場が決定次第申請をしてください。 ※引率は1人までとする。
	中国大会 奨励金として 参加人数×5千円 (学生20万円、 一般12万円)	
研修	助成対象経費の1/3 (6万円)	・将来が囑望される若手芸術家の国内、海外研修または地域文化活動の指導者育成講習会などを受講する活動。 ※原則として毎年続けて助成は受けられません。
団体事業	助成対象経費の1/3 (30万円)	・倉敷市文化連盟等の芸術文化の各分野を包括する文化団体が主催して行う意欲的で創造的な活動。 周年事業、優秀舞台芸術提供事業、新規事業、他団体との交流事業など。 ※原則として毎年続けて助成は受けられません。
鑑賞	助成対象経費の1/3 (20万円)	・文化団体、学校などが主催して広く市民を対象として行う舞台芸術鑑賞のための活動で、5周年及び10周年を記念して行う、通常より意欲的で創造的なもの。 ※原則として毎年続けて助成は受けられません。
伝統文化	助成対象経費の1/3 (20万円)	・伝統工芸技術、郷土芸能などを保存・継承する活動。 ※原則として毎年続けて助成は受けられません。
全国大会等開催	助成対象経費の1/3 (全国20万円) (西日本12万円) (中国6万円)	・本市で開催される芸術文化部門の全国大会、中国地区大会などの開催。 ※原則として会場持ち回りで行われる一般公募または地域を代表して参加する展示・公演。
指導者等招聘	助成対象経費の1/3 (20万円)	・規約等を有する団体が、文化団体の技術向上のためや郷土文化の研究のために、指導者を招聘する活動。 ※原則として毎年続けて助成は受けられません。
郷土文化普及啓発	助成対象経費の1/3 (30万円)	・郷土に関する文学者、偉人、文化遺産等の調査・研究や顕彰のために行う活動。 ※原則として毎年続けて助成は受けられません。

注意

- ① 1団体につき年1回の活動に限ります。(全国大会等参加は除く。)
- ② 自己負担金のない活動は対象になりません。(全国大会等参加は除く。)
- ③ 対象経費は活動の実施に直接必要な経費です。団体の運営経費は対象になりません。
- ④ 申請期間内に必ず申請書を提出してください。(全国大会等参加に申請期間はありませんが、該当大会前の事前申請が必要です。)
- ⑤ 他団体から補助がある場合は、対象経費からその額を差し引きます。